

令和2年 第66回定例会

# 坂井地区広域連合議会会議録

令和2年2月7日開会

令和2年2月7日閉会

坂井地区広域連合議会

令和2年 第66回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和2年2月7日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長招集挨拶	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○議案第1号から議案第8号の一括上程、提案理由の説明	7
○一般質問（12番 川畑孝治議員）	11
○ 〃 （14番 永井純一議員）	14
○ 〃 （15番 畑野麻美子議員）	19
○議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決	25
○坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙	28
○坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙	29
○閉議の宣告	30
○広域連合長閉会挨拶	31
○閉会の宣告	31
○署名議員	32

# 1 第66回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和2年2月7日(水)  
午後3時25分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長招集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第1号 令和元年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第2号 令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第3号 令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第4号 令和2年度坂井地区広域連合一般会計予算
- 日程第 9 議案第5号 令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第6号 令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算
- 日程第11 議案第7号 坂井地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 坂井地区広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙
- 日程第14 坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 山田 秀樹	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 南川 直人	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 川畑 孝治
13番 山川 知一郎	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし（早退：10番 毛利 純雄）

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康男	副広域連合長 坂本 憲男
事務局長 堀江 好美	事務局次長 出島 瑞恵

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 長谷川 浩幸	議会事務局書記 出店 理成
----------------	---------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） ただいまより、第66回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。 (午後3時25分)

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長（卯目ひろみ） 開会にあたり、広域連合長の招集のご挨拶があります。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 本日ここに、第66回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、ご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。また、議員各位におかれましては、令和になって初めての新年をつつがなくお迎えになったこととお慶び申し上げます。

さて、国においては、団塊世代が75歳以上となる2025年と、更なる先の現役世代の減少が顕著になってくる2040年も見据え、介護保険制度の見直しが進められています。当広域連合におきましても、第8期介護保険事業計画の策定に向け、国の動向に注視し、坂井地区の皆様が、この地域で安心して暮らし続けることができるよう努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会は、令和元年度補正予算及び令和2年度当初予算に関するもの6議案、条例の制定に関するもの1議案、条例の改正に関するもの1議案、計8議案の審議をお願いするものです。各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ、慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶とさせていただきます。

◇開議の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） 本日の出席議員数は18名です。なお、毛利純雄議員から早退の届出が出ております。会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（卯目ひろみ） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。長谷川参事。

○議会事務局参事（長谷川浩幸） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案8件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、連合長以下4名であります。以上でございます。

◇行政報告◇

○広域連合長（佐々木康男） それでは、総務課と介護保険課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

総務課所管について、令和元年8月から12月までの5ヶ月間における事業報告を申し上げます。まず、代官山斎苑の利用状況について申し上げます。あわら市で153件、坂井市三国町で114件、準管内1件、管外で5件の、合計273件となっており、前年同期と比較しますと、52件23.5%の増となりました。また、霊柩車の利用状況は、あわら市で137件、坂井市三国町で112件の、合計249件で前年同期と比較しますと、49件24.5%の増となりました。

代官山斎苑での待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえるよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。

また、パンフレットを作製し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図っているところであります。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。

次に、さかいクリーンセンターの事業について申し上げます。受入状況は、生し尿が924キロリットル、浄化槽汚泥等が3,690キロリットル、合計4,614キロリットルで、前年同期とほぼ同量となっています。また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は4.5%減り472袋となりました。受入量の減少により年間の生産量は減少しておりますが、需要期には袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、施設の運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しております。

続いて、介護保険課所管の主な事業についてご報告申し上げます。まず、要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、12月末現在で前年同期と比較しますと、5,819人、1.27%の増となっており、全高齢者の16.79%を占めております。

次に、保険給付の状況について申し上げます。今年度12月審査分までの給付実績は、78億9,590万円で前年同時期と比較しますと1億7,643万円、2.28%の増となっております。これは、令和元年10月からの消費税増及び新たな処遇改善に伴う報酬のプラス改定や施設入所サービス給付費の伸びによるものであります。第7期介護保険事業計画値に対して、今年度の執行率は約100.79%を見込んでおります。

次に、介護給付適正化事業について申し上げます。介護サービスの適正化を通じた制度の安定性は介護保険制度の持続可能性の確保につながるものです。当広域連合では、適正化5事業の中でも特に「ケアプラン点検」を積極的に展開し、12月末現在では、予防・介護合わせて168件のケアプラン点検を行い「ケアマネジメントの質の向上」に対する支援に力を入れて取り組んでおります。また、介護サービス事業者の育成・支援ならびに介護保険事業の健全かつ円滑な運営の確保のため、実地指導及び集団指導を行っております。12月末現在では、12法人41事業所に対し実地指導を、2法人2事業所に対して監査を、全ての事業者を対象に集団指導を開催しております。

今後も、介護給付適正化事業を通して、保険者として責任を持った助言、指導を継続し、介護給付の健全化を図ってまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

#### ◇会議録署名議員の指名◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番、室谷陽一郎議員、5番、南川直人議員の両名を指名いたします。

#### ◇会期の決定◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

◇議案第 1 号から議案第 8 号の一括上程、提案理由の説明◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第 3、提案理由の説明に入ります。

日程第 5 から日程第 1 2 まで、議案 8 件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） ただいま上程されました、議案第 1 号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第 3 号）から、議案第 8 号、坂井地区広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 8 議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第 1 号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ 3, 4 2 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 7, 1 8 2 万 7 千円とするものです。補正の内容につきましては、民生費で 3, 7 1 8 万 7 千円を追加計上しておりますが、これは消費税増税に伴い低所得者保険料軽減対象が拡大されたことによるものです。軽減相当分は、構成市、国、県の負担がそれぞれ増えることとなりますが、この低所得者保険料軽減負担金は一般会計で受け入れた後、介護保険特別会計に繰出されるものです。衛生費では、代官山斎苑施設の非常灯器具が経年劣化により使用不能となっているため取り替え工事費、1 1 4 万 3 千円を追加計上するものです。また、さかいクリーンセンターのし尿等の量が当初より減少することが見込まれるため、委託料で維持管理・運営委託料 3 5 0 万円、し渣、沈渣の一般廃棄物処分委託料 6 0 万円を減額するものです。次に、繰越明許費であります。衛生費のし尿等収集運搬新体制計画案審議等支援業務委託料 6 1 6 万円は、翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

次に、議案第 2 号、令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。今回の補正では、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 7 6 7 万 6



千円を追加し、歳入歳出予算の総額を116億8,030万6千円とするものです。その内容といたしましては、保険給付費では1億2,000万円の追加計上をしています。居宅介護サービス給付等減額するものもある一方、施設介護サービス給付費等では不足が見込まれます。地域支援事業費では坂井市分の国保連審査支払手数料及び介護予防・生活支援サービス事業費が当初より増加することが見込まれるため、637万6千円を追加計上しています。諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金が当初見込みより増加する見込みで、130万円を追加計上しています。

次に、議案第3号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。今回は歳入のみの補正で、当初10区画の墓地貸付料として215万4千円を見込んでいましたが、現時点で3区画の貸し付けとなっているため142万1千円を減額し、同額を代官山墓地基金から繰り入れするものであります。

次に、議案第4号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計予算についてご説明申し上げます。本予算は議会費のほか、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費、代官山斎苑管理費、さかいクリーンセンター管理費など、当広域連合の運営に関する経費であります。

次に、議案第5号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算について申し上げます。本予算は第7期介護保険事業計画に基づき提供する各サービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費など、介護保険事業に係る経費であります。

次に、議案第6号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算につきましては、指定管理委託料が主なものです。なお、各会計当初予算の内容につきましては、事務局長よりご説明申し上げます。

次に、議案第7号、坂井地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることに伴い制定するものであります。

次に、議案第8号、坂井地区広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。地方自治法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、地方自治法に条項のずれが起きるため所要の改正を行うものです。

以上、議案第1号から議案第8号までの提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 堀江事務局長。

○事務局長（堀江好美） それでは、私のほうから、議案第4号から議案第6号までについてご説明申し上げます。

まず、議案第4号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計予算についてであります。議案書の中ほどにあります一般会計予算書をご用意いたします。予算書1ページをお開きください。予算総額は、歳入歳出それぞれ3億1,706万9千円とするもので、前年度予算と比較しますと、8,030万3千円、33.9%の増となっております。まず、主な収入について申し上げます。予算書4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。第1款、分担金及び負担金は、構成市からの負担金で、事務費負担金、障害者審査会負担金、斎苑負担金、し尿等処理負担金、低所得者保険料軽減負担金の2億3,052万円、第2款、使用料及び手数料では、葬斎場使用料、霊柩車使用料、廃棄物処理施設使用料、許可申請手数料で1,964万7千円、第3款、国庫支出金では、低所得者保険料軽減負担金4,255万6千円、第4款、県支出金では、同じく低所得者保険料軽減負担金2,127万7千円、第5款、財産収入では、メガソーラー敷地貸付料、汚泥発酵肥料売払代金等280万6千円、第6款、繰越金では窓口計上1千円、第7款、諸収入では26万2千円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。予算書9ページをご覧ください。第1款、議会費では、議員18名の報酬など、当広域連合議会運営の経常的経費として55万3千円、第2款、総務費では、総務課職員4人分の人件費ほか、広域連合運営に係る経費など6,599万5千円、第3款、民生費では、障害支援区分認定審査会に係る経費と介護保険特別会計への繰出金8,613万2千円、第4款、衛生費では、職員人件費ほか、代官山斎苑の指定管理者委託料、クリーンセンター維持管理・運営委託料、一般廃棄物処理委託料等1億6,207万6千円、第5款、基金積立金では、霊柩車購入基金など181万3千円、第6款、予備費では50万円となっております。

次に、17ページから20ページまでは、給与費明細書となっており、21ページでは、坂井地区汚泥再生処理センター整備・運営事業及び代官山斎苑管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっております。ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第5号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。介護保険特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ115億828万8千円となるものです。前年度と比較しますと1億4,306万5千円、1.3%の増となっております。第2条で

は、給付費の支払いに支障をきたさないよう、一時借入金の借入額の最高額を3億円と定めさせていただくものであります。

それでは、歳入の主なものについてご説明させていただきます。予算書6ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。まず、第1款、保険料では、第1号被保険者の保険料25億7,927万6千円、第2款、分担金及び負担金では、構成市からの負担金16億2,497万円、第3款、使用料及び手数料20万円、第4款、国庫支出金25億6,324万6千円、第5款、支払基金交付金29億3,899万9千円、第6款、県支出金16億9,203万1千円、第7款、財産収入2千円、第8款、寄附金1千円、第9款、繰入金では、一般会計からの低所得者保険料軽減繰入金と、介護保険財政調整基金繰入金、介護福祉推進基金繰入金の1億714万5千円、第10款、繰越金1千円、第11款、諸収入241万7千円となっております。

次に、歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。第1款、総務費では、介護保険課職員18人分の人件費ほか、保険料賦課徴収に係る経費、介護認定調査に係る経費など、当広域連合が実施いたします介護保険事業に係る経費として3億971万8千円、第2款、保険給付費では、第7期介護保険事業計画に基づいたもので、105億5,368万2千円、第3款、地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業等6億3,933万4千円となっております。第4款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金および介護福祉推進基金積立金として2千円、第5款、諸支出金では、第1号被保険者保険料還付金等405万2千円、第6款、予備費150万円となっております。次に、28ページから31ページまでは給与費明細書となっておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

次に、議案第6号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算についてご説明申し上げます。代官山墓地特別会計予算書をご用意ください。予算書1ページをご覧ください。予算総額は、歳入歳出それぞれ216万7千円となるもので、前年度と比較いたしますと、175万2千円、44.7%の減となっております。4ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。歳入といたしましては、第1款、使用料及び手数料で、墓地の使用料215万4千円、第2款、財産収入では、基金利子1万円、第3款、繰越金では窓口計上1千円、第4款、諸収入では窓口計上2千円となっております。

次に、5ページをご覧ください。歳出ですが、第1款、墓地事業費として、指定管理者委託料等215万7千円、第2款、諸支出金として、代官山墓地基金への積立金1万円となっております。次に、9ページは、代官山墓地管理・運営業務に係る債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第4号から議案第6号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお

願います。

○議長（卯目ひろみ） 以上で提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

◇一般質問◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に従い、12番、川畑孝治議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 12番、川畑孝治議員

○12番（川畑孝治議員） 12番川畑孝治でございます。

今回私は介護保険料での住宅改修費の支給方法の見直しについて質問させていただきます。現在、高齢者が在宅で生活を続けるには手すりやスロープなど住宅改修は必要と考えます。転倒防止や家の中の移動に非常に効果的な住宅改修かと思っております。そこで現在、介護保険制度を利用した住宅改修を行いますと償還払いという仕組みになっておりまして、利用者の負担の多くの方は1割の負担であります。一旦こういった住宅改修を行ったときに業者に対しては一旦全額を支払いをし、そしてその負担者の利用割合、先ほどの1割の負担の方は支払い後に9割が戻ってくる仕組みになっております。しかし、この制度では利用者の負担が大きく感じるように思っております。上限は20万円までありますので、住宅改修において例えば、段差の大きい住宅に住んでおられる方や手すりが多くつけなくてはならないとかそういった場合、上限20万円ありますと、一旦20万円をお支払いしてそして後で18万円が返ってくる。そういった償還払いでありますので大きく感じるように思います。他の自治体で行われておりますように一旦全額払うのではなく最初から利用者負担割合に応じた金額を事業者を支払うようにすべきではないでしょうか。以上、高齢者が安心して住めることを願ひまして、私の一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 川畑議員の介護保険での住宅改修費の支給方法の見直しについての質問にお答えします。

介護保険における住宅改修制度は、要介護や要支援の方が住み慣れた自宅で安全に生活し続けることができるよう、手すりの取り付け、段差の解消、床や通路の材料の変更、扉の取り替え、便器の取り替えといった自宅の改修が必要な場合に、工事費用20万円を上限として、利用者負担割合、所得金額に応じて1割、2割、3割と3段階の負担割合がありますが、その割合に応じた費用負担のみで改修工事を行うことができる制度でございます。例えば、自己負担割合1割の方が住宅改修制度を利用する場合には、改修工事にかかった費用の1割を制度利用者が負担し、保険者が残りの9割を住宅改修費として支給するものでございます。

当広域連合における住宅改修費の支給方法につきましては、改修工事費用が後から払い戻される償還払い方式を採っております。当広域連合における住宅改修の手続きでございますが、制度利用者は、改修工事の着工前に、広域連合に対して、工事見積書、図面、住宅改修が必要な理由書等を添えて、申請書を提出していただく。広域連合は、提出された書類の事前審査を行い、改修工事の着工承認を行います。改修工事が完了した後、申請者は、施工業者に工事費用の全額を支払い、領収書、完成写真等を添えた完了届を広域連合に提出します。広域連合は、内容を審査した後、申請者に住宅改修費を支払う、こういった流れになっています。

一方、保険者が施工業者に住宅改修費を直接支払う、いわゆる受領委任払い方式につきましては、制度利用者が改修費用の全額を用意する必要がないというメリットがあります。しかしながら、既に受領委任払い方式を導入している自治体では、施工業者が制度利用者の心理的な余裕につけこみ、必要以上の改修工事を行ったり、高額な工事費用を請求するといったことが生じていることから、当広域連合では、これまでは導入しておりませんでした。

議員ご指摘のとおり、償還払い方式では、毎月発生する介護費用に加えて、一時的ではあっても改修工事費用の支払いが大きな負担となっており、過去には、支払いに苦慮されたという声も耳にしております。また、既に受領委任払い方式を導入している自治体においては、償還払い方式を併用して運用していますが、受領委任払い方式を採る場合には、事前に施工業者の登録を行っているとのことでございます。当広域連合におきましては、要介護者等本人やその介護を担う世帯の負担を少しでも軽減できるよう、他自治体の制度運用状況についてしっかり調査・研究を行い、受領委任払い方式の導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 12番、川畑孝治議員

○12番（川畑孝治議員） ご答弁ありがとうございます。

私も今回の質問にあたりまして、当広域連合以外の県内7市の調査をさせていただきました。もっと多くの自治体が受領委任払い方式をされているのかなと思いましたが、結果的には、福井市と鯖江市がこの2市が受領払い委任方式を採っていましたが、それもどちらもやはり登録事業者のみ受領委任払い方式をしておりました。また、敦賀市においては住宅改修の工事を行うときには2者以上の見積りを取り償還払いで工事をするという方式を採られていました。ということで、確かに利用者から感じると一度に大きな金額を支払うのは非常に大きな負担でありますので、その分、解消できればいいのかなと思っておりますが、今ほど連合長の答弁でもありましたように非常にそういった心理的に一割でいいっていうことで必要でない部分の工事や高額な工事になりかねない気もいたします。そこで実は私も5年ほど前に、手すりを付けましたが、正直、非常に高額と感じました。そして、一旦お金を支払い、いや9割戻ってきますからとそういったことで納得をしてしまったような、そんな気がしたことを思い出しました。そこで当広域連合においてもこの両方の方式でやはりしっかりとした登録業者、実績とか業者の信頼性のある所に関してはある程度一定の基準などを設けてこの受領委任払い方式も今後検討すべきではないのかなと思うのですが、改めてお気持ちをお聞かせ願いたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 先ほど言いましたように丁寧に説明させてもらったのですが、事前に届出、申請をする場合にはこういう見積りとか図面、住宅改修に必要な理由等を添えてということで、それをしっかり見ながらこれまでもやってきたということではございますが、やはり先ほどありましたようにつつい良い物をということで高額になっていく傾向にあるそうです。ですから、今おっしゃったことも含めて慎重に考えてしっかりとした議論をしてまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 12番、川畑孝治議員

○12番（川畑孝治議員） しっかりとその辺取り組みをお願いして、来年度の令和2年度の介護給付費などは105億円を超えるような大きく膨れ上げてきております。こういった住宅改修費は中でもそう多くは占めてはおりませんが、そういった部分少しでも介護給付費が抑えられるように、今後ともしっかりとその点チェックをされて介護給付費にあたられることをご祈念申し上げて私の一般質問とさせていただきます。

○議長（卯目ひろみ） 続いて通告順に従い、14番、永井純一議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 14番、永井純一議員

○14番（永井純一議員） みなさま、こんにちは。永井純一でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、抱え上げない介護についてお伺いをいたします。高齢化の進展に伴い、要介護者が増加する中今後、介護人材が大幅に不足すると言われております。介護人材不足の解消を急がなければなりません。その意味で昨年11月に行われた視察研修は大変意義のある視察であったと思います。一つは新たな介護人材の確保ということで、外国人の登用でありました。もう一つは介護従事者の腰痛予防対策の抱え上げない介護であります。外国人登用は後程、畑野議員が取り上げていただくようなのでよろしくお伺いをいたします。本日私は、抱え上げない介護について取り上げさせていただきます。ノーリフティングケアと言いますが、視察に参加された方はある程度理解をいただいていると思います。スタンディングリフト、床走行リフト、スライディングシートなどを活用して職員の技術や個人差に左右されない均一で安全な介護を行います。ゆっくりとしたサポートと職員の腰痛予防はもちろんですが、介護を受ける方の手足が曲がる拘縮予防や表皮剥離などの二次障害を防ぐ効果もあり、双方にメリットがあります。そこでお伺いをいたします。1つ目に介護人材不足について当広域連合管内の現状と認識についてお伺いをいたします。2番目にノーリフトケアについて当広域連合として、周知や啓蒙に取り組むべきと考えますが、所見をお伺いをい

たします。以上一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 永井議員の質問にお答えします。

1つ目の介護人材不足について、当広域連合管内の現状と認識についてお答えいたします。高齢化のさらなる進展に伴い増大する介護需要に対し、全国的に介護人材が不足している状況にあります。当広域連合管内の現況ですが、昨年4月に実施した介護職員等の雇用状況に関する調査においては、介護職員が不足していると回答した介護保険事業所が全体の17%、やや不足していると回答した事業所が36%、合わせて53%となっていることから、本地区も全国の例に漏れず、厳しい状況にあると認識しています。また、地区別の状況をみますと、あわら市については、介護職員が不足しているまたは、やや不足していると回答した事業所が85%、坂井市三国町については60%となっており、特に介護職員不足が顕著に表れております。実際に、あわら市および三国町にある複数の介護保険事業所が事業廃止若しくは休止されることとなり、特定の地域における介護サービス供給量の低下も大いに懸念いたしております。今後さらに要介護者等の増加や介護業務の中心的担い手である若者が減少し続けていくことを踏まえれば、外国人労働者の受入れ拡大、元気高齢者の登用、子育て等により介護現場から離れている潜在的な介護人材の再就業促進などにより、新たな介護人材を確保する必要があると考えております。また、各地域における包括ケアシステムを維持していくため、介護人材の確保のみならず、高齢者サロンの設置や生活支援などについては、地域住民や地域内の関係団体等と連携し進めていくことも重要であると考えております。

次に、2つ目のノーリフトケアについて、当広域連合として、周知や啓蒙に取り組むべきことのご質問にお答えします。介護人材不足の解消に向けては、新たな介護人材の確保とともに、介護の現場がより働きやすい職場となるよう労働環境の改善に努めていく必要があります。特に、介護従事者にとっては、高齢者の入浴介助や車いすへの移乗支援などが、身体への大きな負担になっております。公益財団法人介護労働安定センターが実施した平成30年度福井県介護労働実態調査では、30.2%の介護従事者が、腰痛や体力に不安があると回答しています。

当地区内の、ある介護保険事業者からも、職員の約7割が腰に何らかの問題を抱え



ているとともに、腰痛を理由に退職される方も少なくないとお聞きしております。

こうした状況を踏まえますと、介護従事者の負担を軽減するために、持ち上げない介護、抱え上げない介護、引きずらない介護、いわゆるノーリフトケアを推進することは、非常に有効であると思います。

また、日常における力任せの介助をなくすことにより、介護を受ける側も精神的に落ち着くことができたり、筋肉や関節への負担が軽減されるなどの相乗的な効果も期待できると伺っています。既に、高知県では、介護する側、介護される側双方の健康と安全を保障するノーリフティングケアをスタンダードなケアとすることを目指し、高知県ノーリフティングケア宣言を掲げています。

当広域連合管内におきましても、ノーリフト推進委員会を組織し、計画的に介護福祉機器を導入するなど、積極的にノーリフトケアに取り組んでいる事業者がございます。当広域連合におきましても、介護する側、介護される側双方の安心と安全のため、事業者においてノーリフトケアがさらに推進されるよう、研修会等を通じて、介護普及啓発および介護福祉機器導入に関する国の補助金制度の周知に努めてまいります。介護従事者が安心して働き続けることができるよう、また、これからの社会を担う若者にも安心して介護の仕事を選択してもらえるよう、魅力ある介護労働環境の実現を目指して参りたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 14番、永井純一議員

○14番（永井純一議員） 14番永井です。

再質問をさせていただきます。認識については本当にどの地域においても大変な課題として先ほどの全協でも若干ありましたけども、人手というか人材不足のためにそういった施設やいろんな所で運営に支障をきたしているというふうなお話もありましたので、直ちに取り組むべき課題だというふうに私も認識をしております。そこでノーリフティングケアということでまず、事業者等が購入するための補助制度はあるのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 出島次長

○事務局次長（出島瑞恵）今ほどのご質問にお答えいたします。

介護労働環境の整備ということで厚生労働省は労働局所管となっております制度で、人材確保等支援助成金介護福祉機器助成コースというものがございます。内容につきましては介護事業主が介護福祉機器の導入を通じまして離職率の低下に取り組んだ場合に助成がなされるというものでございます。対象となります福祉機器につきましては、移動昇降用リフトや装着型異常解除機器などです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 14番、永井純一議員

○14番（永井純一議員）ありがとうございます。

これまでも、いわゆる介護スーツ、介護ロボットというのは積極的に補助を使って導入されている施設があるみたいなんです、私もこういうことが分からなかったので、ぜひともそういったお話ありましたように補助制度を含めて周知徹底をお願いしたいなど。厚生労働省が2013年にはそういった職場における腰痛予防対策シーンということで抱え上げないということを目指して厚労省も発表しておりますけれども、例えば、四国や九州とか広がりつつありますけれども近辺ではあまり聞かなかったもので、ところがこの間探していただいて、地元の丸岡で長寿園さんが積極的にやっていたというので、体験で議長も操作しましたし、南川議員も抱え上げられる側で体験をしていただきましたので、本当にこれは働く側にとってもこれからの人材不足にとっても非常に積極的に導入してやるべきものだと思っておりますので。あとこれは介護だけではないんですね。看護も含めて、これからという意味ではしっかりと在宅でも、スペースの問題があるとは思いますが、使えるような形でやっていけば、在宅でも負担にならない、あ、家でも介護できるわ、というふうになってくると思いますし、非常に重要な取り組みなので、あるいは市の問題かもわかりませんが、そういった看護とか在宅看護とかそういったところにも普及をさせていただきたいなと思いますけどもいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 介護だけではなくて地域包括ケアということで関係部署のと

ころでも、仰る通り自宅なんかでも導入されると、自宅での介護や看護ができるのではないかと思いますので、今みなさんのご意見を活かしながらまた、構成市としても検討してまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 14番、永井純一議員

○14番（永井純一議員）ぜひとも先ほどの事例の報告ありましたけれどもしっかりと宣言をしていただいて、取り組むべきだという風に私も思っておりますので、いいというのは使ってるところはわかってらっしゃいまして、長寿園さんもそうでしたけれども、このスタッフさん、腰痛予防はもちろんなんですけども、モチベーションが上がると言うんですね。あとは介護される側も余裕ができる。お互いにある程度少し時間をかけてやるのでコミュニケーションが取れると、その間話しかけができるということでもいいとこ尽くしというのか、抱え上げられると、本当によいしょということで大変な思いでやりますので余裕がないという部分もありまして、そういった意味では非常に、また離床者というのか、ベッドから離れられる人も増えるということなので、いいとこ尽くめでございますので、何とか坂井地区広域連合でしっかりと、ある意味この1年ぐらいで定着できるような形で進めていただけたらなと思いますので、働く側もそういったことを楽に介護ができるんだ、ということも含めて、専門学校でもそこら辺に働きかけてこういう介護をやっているんだということ就職できよう形にもっていくとか、また教育現場にもそういったことを含めて啓蒙とかしていただけると、目指す人も増えてくるんじゃないかなと思いますので、せっかくですので、2人の市長さんおられますし広域連合としてもそういったところにもしっかりと働きかけをしていただきたい。早急に実施をしていただきたいとお願いしてお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 今ご意見いただいたことを真摯に受け止めて、前向きに取り組んでいきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 14番、永井純一議員

○14番（永井純一議員） 14番永井です。

ありがとうございました。よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（卯目ひろみ） 続いて通告順に従い、15番、畑野麻美子議員の一般質問を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 15番、畑野麻美子です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。外国人雇用についての取組の現状と今後の取り組みについて質問いたします。

11月8日に行われました、坂井地区広域連合議会で、岐阜県瑞浪市にある、社会福祉法人千寿会特別養護老人ホームを視察研修しました。研修の主な内容は外国人雇用についてです。千寿会は、2010年9月、ベトナム、ダナン市の看護大学と提携し、ダナンプロジェクトを立ち上げました。受け入れ目的は、少子化による人材不足を見据え、介護人材の確保と国際的な人材として両国間の交流および介護技術の向上を図ることです。看護大学に、日本語、介護コースを設置。2012年7月から、日本初のベトナム人の来日介護研修が行われ、プロジェクトは10年目に入りました。千寿会より、日本語教師3名を常時派遣、介護講師1名を短期派遣しています。日本語、介護コース、約15ヶ月は、日本語と介護の学習でどちらも日本語で学びます。現在、9期が終了し、10期、2019年8月からが開講中です。この社会福祉法人、千寿会には従業員260人の中、外国人は20人いるとのこと。ここまでの取り組みは一度にできることではありませんが、現在介護職不足に対応していくのには、外国人雇用は必要不可欠です。千寿会の取り組みの研修には、広域連合の職員も参加されました。研修をどのように受け止め、具体化については、どのような状況になっていますか。また、県内の医療福祉専門学校での外国人の卒業後の介護事業所への就職率はどのくらいで、坂井地区へは何人が就職しているのでしょうか。様々な状況から介護職不足の解消についての見解と具体的な取り組みを求め、次の3点についてお尋ねします。

まず、1点目、県内の医療福祉専門学校での外国人受講状況と卒業後の介護事業所へ

の就職状況について。2点目、現在、県内及び坂井地区の介護事業所には何人の外国人が働いているのでしょうか。3点目、介護不足における外国人雇用についての具体的な取り組みについて。以上3点答弁を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 畑野議員のご質問にお答えします。

1つ目の県内における医療福祉専門学校での外国人の受講状況と、卒業後の介護事業所への就職状況についてお答えします。現在、県内3つの医療福祉専門学科がございます。福井市に福井県医療福祉専門学校、また大原スポーツ医療保育福祉専門学校、美浜町に若狭医療福祉専門学校という3つがございます。昨年4月にこの3つの専門学校の介護福祉士を養成する学科に入学された学生は、合計で56人、うち外国人については、ベトナムやフィリピン等からの留学生28人でございます。また、昨年3月に県内3つの専門学校の介護福祉士を養成する学科を卒業し、介護事業所に就職された外国人は、合計21人で、うち8人が県内の事業所に就職しています。

2つ目の現在、県内及び坂井地区の介護事業所に働いている外国人の数についてお答えします。福井労働局が先週発表した外国人労働者の届出状況によれば、令和元年10月末現在における県内の社会保険、社会福祉、介護事業に従事する外国人労働者数は113人となっています。前年同期が79人であったことから、この1年間で県内の介護分野における外国人雇用は進んでいると認識しております。また、当地区の介護保険事業所における外国人の雇用状況ですが、現在、居宅介護支援事業所を除く179事業所のうち8事業所において21人の外国人が雇用されていることを確認しております。国籍の内訳につきましては、インドネシア11人、ベトナム5人、ミャンマー3人、フィリピン1人、中国人1人となっています。また、男女比については、男性1人、女性20人となっています。

3つ目の介護職不足における外国人雇用についての具体的な取り組みについてお答えします。5年後の2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳を迎えることで、概ね国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢社会となります。こうした中、高齢による身体、認知機能の低下により、医療、介護、生活支援などを必要とされる方が、今後、急激に増加することが懸念されています。このため、来るべき2025年に備え、介護人材不足を少しでも解消できるよう、日本人のみならず、外国人の労働

力も活用しなければならぬ時期になっていると認識しております。外国人介護人材の受入れ促進には、介護事業者に対して、外国人雇用に関する的確な情報を提供することが必要です。外国人介護人材の受入れに際しては、日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格、介護をもつ外国人の雇用、技能実習制度を活用した外国人技能実習生の雇用など、制度の選択肢は多岐にわたります。介護保険事業者が外国人雇用に舵を切るかどうか、また、雇用に際してどの制度を選択するかは、それぞれの事業者の考えや経営判断によるものであります。このため、当広域連合には、介護保険事業者が外国人雇用に関する判断を行う上で必要となる情報を、事業者に対して的確に提供することが求められていると考えております。

昨年9月には、当地区の介護保険事業者で組織する、ネットワークさかいとの提携により、介護事業者を対象にした、外国人介護人材の受入れに関する研修会を開催しました。具体的な研修内容は、外国人介護人材の受入れ制度の説明や県内の専門学校および外国人を雇用している介護事業者からの現況説明でございました。今後も引き続き、受入れ制度や外国人雇用に際しての不安や抵抗感の解消、受入れにかかる費用や留意点などについて、研修会等を通じ、適宜、分かりやすく、正確に提供してまいりたいと考えております。

また、外国人労働者の受入れルートの確保も大きな課題となっております。千葉県では、知事自らがベトナムを訪問し、介護分野をはじめとした人材育成と受入れを推進するための覚書を締結するなど、自治体自らが外国人労働者の受入れルートを確保する動きがございます。現在、福井県におきましても、海外からの直接的な外国人介護人材の受入れについて検討しているとのことですので、今後の動向などを注視するとともに、必要に応じて県や関係機関と連携して対応したいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 専門学校を卒業した後の受け入れ人数については細かく説明をいただきました。私も医療専門学校で聞くところによりますと、なかなか外国人は卒業しても福祉士を取らない。介護福祉士を取る人が少なく母国に帰る人が多いという風に聞いています。母国では資格が必要ないからです。県内の事業所に就職したこの外国人の方たちは規模の大きいところだろうと考えますが、そうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 出島次長

○事務局次長（出島瑞恵） 事業所の規模は把握しておりません。坂井地区に1人お勤めであることは聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 私の調べた結果では結構大きいところに就職していると聞いています。小さいところの事業所では外国人の雇用は難しいと思います。今後研修会を通じて受け入れ制度や外国人雇用に関してわかりやすく提供するとありましたが、広域連合としては、より具体的にはどのようなことをお考えでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 外国人受け入れについては様々な課題があると思います。現時点では知識が乏しい部分もありますので今後色々な受け入れの事例を研究し国の政策についても注意を払っていきたいと考えております。外国人受け入れの問題は介護現場だけの問題ではありません。昨今、いろんな企業の労働力不足が叫ばれている中で、この坂井地区においても外国人労働者が多様な形で働いています。あわら市においても現在、在留外国人が500人ぐらいでベトナムとかフィリピンとか非常に多くの方が来ています。そういった外国人を単に労働者として受け入れるといってもやはり彼らが生活していく場も行政としてはしっかりと整えていく必要があります。安全で安心して暮らすことは重要ですから、そういうような受け入れ体制をどうするのかということも大切で、今後外国人を受け入れるにあたっては、各事業者のニーズを把握することも大事だけれども、彼らが安心して暮らせるような生活環境をどう整えるかということについても、しっかりと勉強していかないといけないと思います。今後、そういうことについていろんな事例があると思うので、受け入れの事業所などに情報を提供しながら外国人の受け入れがより円滑に行えるよう、構成市と共に粛々と支援していきたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 先ほど千葉県でもと答弁でありましたけども、福井県でも動きがあると聞いていますが、何か聞いていますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 出島次長

○事務局次長（出島瑞恵） 福井県の動向としては、海外ではタイと交渉を行っていると聞いておりますが、どういった進捗状況かは把握しておりません。今後、動向を注視し、福井県とも連携をしていきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 私も聞いたところによると海外で交渉をしているが、現地のほうでは一筋縄ではいかないようで、県には状況を把握してもらってほしいと思っております。なによりも外国人が住みやすい環境を整えて機運を高めることが大切だと思っております。ある空き家になっているところに中国人が4、5人住んでいたけれども、地域から苦情があつたりして出ていかななくてはならなくなったと聞いております。外国人が住みたいと思う街づくりが大切であると考えますが、どうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） 先ほども申しましたけれども、外国人といってもひとまとまりで解決できるものではなくて国によっていろんな習慣があつたりとか、特にイスラムだとハラールとか色々な問題がある中で、そういったことも一所懸命研究しないと受け入れは難しいと思っております。また、今は外国人が日本に来てくれるけれども、これから労働力不足ということが色々広まっていく中では、外国人が国を選ぶ、地域を選ぶというようなことも当然考えられます。今後はそういうことも念頭に、しっかりとした受け入



れ体制を構成市と共にやっていく必要があるのではないかと考えています。地域によっては、いろんな生活環境が違う中で外国人の受け入れについて非常に後ろ向きな地域もありますが、今後外国人が増える中では空き家とかを活用してそういうところに居住するということもしていく必要があるのではないかと考えています。また、彼らは外国人で言葉が分からないという意味において弱者であります。災害の時などに対応をどうするかについても、しっかりと支援していくというようなことも必要であると考えています。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） あわらの公民館にて外国人の相談会があったそうです。あわら市の職員に相談に来られましたかと聞きましたが、当日はいらっしゃらなかったとのことです。事業所の方に聞きますと、就労支援みたいに、新規就労の方にせめて1万円補助が出るというと言われていますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 佐々木康男広域連合長

○連合長（佐々木康男） そういった補助金はあまり聞いたことはありませんが、これから外国人を就労者として受け入れていくためには新たな支援制度も出てくるかも知れません。今後そういうような動きであるとか、先進的に取り組んでいるようなところを調査しながら新規就労者の支援ができるように頑張っていきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 15番、畑野麻美子議員

○15番（畑野麻美子） 事業所ではなんとか外国人の雇用をしようと頑張っているところがあるが、なかなかできていないと思います。2025年といっても5年後ですぐに来てしまうので、私たち議員も含めて取り組んでいかないといけないなと思いました。以上で、一般質問を終わります。

○議長（卯目ひろみ） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第1号から議案第8号の質疑、討論、採決◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第5、議案第1号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第1号、令和元年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第6、議案第2号、令和元年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第2号、令和元年度坂井地

区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第7、議案第3号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第3号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第3号、令和元年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第8、議案第4号、令和2年度坂井地区広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第4号、令和2年度坂井地

区広域連合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第9、議案第5号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第5号、令和2年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第10、議案第6号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第6号、令和2年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第11、議案第7号、坂井地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第7号、坂井地区広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第12、議案第8号、坂井地区広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 討論なしと認めます。これより、議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（卯目ひろみ） 起立全員です。したがって、議案第8号、坂井地区広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙◇

○議長（卯目ひろみ） 日程第13 坂井地区広域連合選挙管理委員の選挙を行います。あらかじめご承諾願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。坂井地区広域連合選挙管理委員には、森川浩一さん、齊藤篤子さん、関輝勝さん、高木和昭さん、以上の方を指名します。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

ただいま議長が指名しました、4名の方を、坂井地区広域連合選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、森川浩一さん、齊藤篤子さん、関輝勝さん、高木和昭さん、以上の方が坂井地区広域連合選挙管理委員に当選されました。

○議長（卯目ひろみ） 日程第14 坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の選挙を行います。あらかじめご承諾願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。坂井地区広域連合選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。第1順位、見澤榮一さん、第2順位、杉田輝美さん、第3順位、田中利男さん、第4順位、大島捨成さん、以上の方を指名します。

○議長（卯目ひろみ） お諮りします。

ただいま議長が指名しました、4名の方を、坂井地区広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（卯目ひろみ） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、見澤榮一さん、第2順位、杉田輝美さん、第3順位、田中利男さん、第4順位、大島捨成さん、以上方が順序のとおり、坂井地区広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（卯目ひろみ） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際これを許可します。佐々木康男広域連合長。

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、令和2年度の当初予算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき、心から感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、暦の上で春とはいえ、まだまだ寒い日が続きますので、議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（卯目ひろみ） これをもちまして、第66回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。長時間に渡りお疲れ様でございました。

[ 一同起立・礼 ]

午後4時27分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員